



特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6490253号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

グラフェン／銀複合材料の調製方法

特許権者
(PATENTEE)

中華人民共和国 200240 上海市閔行区
劍川路953弄322号一樓
国籍・地域 中華人民共和国
上海和伍複合材料有限公司

発明者
(INVENTOR)

陳 樂生
王 鵬鵬
毛 琳

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2017-567517

その他別紙記載

出願日
(FILING DATE)

平成28年 2月29日(February 29, 2016)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成31年 3月 8日(March 8, 2019)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成31年 3月 8日(March 8, 2019)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

宗像直子



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

(続葉 1)

特許第6490253号 (PATENT NUMBER)

特願2017-567517 (APPLICATION NUMBER)

發明者
(INVENTOR)

沈 敏華

[以下余白]

特許証送付先

住所

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町2丁目7番地 協販ビル2階 芦田・木村国際特許事務所

氏名

木村 満



様

特許権設定登録通知書

特許番号 第6490253号

登録日 平成31年 3月 8日

出願番号 特願2017-567517

出願日 平成28年 2月29日

請求項の数 8

納付年分 第 3年分まで

受領金額 11,100円

受領日 平成31年 2月26日

重要

特許料の納付について

特許料納付期限日

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願います。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありですので、特許庁ホームページを参照してください。）

- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

納付年分	納付期限日
第 4年分	平成34年(2022年) 3月 8日
第 5年分	平成35年(2023年) 3月 8日
第 6年分	平成36年(2024年) 3月 8日
第 7年分	平成37年(2025年) 3月 8日
第 8年分	平成38年(2026年) 3月 8日
第 9年分	平成39年(2027年) 3月 8日
第10年分	平成40年(2028年) 3月 8日
第11年分	平成41年(2029年) 3月 8日
第12年分	平成42年(2030年) 3月 8日
第13年分	平成43年(2031年) 3月 8日
第14年分	平成44年(2032年) 3月 8日
第15年分	平成45年(2033年) 3月 8日
第16年分	平成46年(2034年) 3月 8日
第17年分	平成47年(2035年) 3月 8日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室
 電話 03(3581)1101 (代表)
 特許担当 内線 2708